

令和6・7年度だけ
期間限定

動くなら今!
空き家などへの新たな税金
「非居住住宅活用促進税」を
導入する予定です。

空き家の**所有者**の皆様へ

令和6年度

空

き家

等の

活用・流通補助金

売却

解体

<p>メニュー① 建物活用補助</p>	<p>補助 メニュー</p>	<p>メニュー② 敷地活用補助</p>
<p>仲介手数料 令和6年6月20日以降の売買契約に伴うもの</p>	<p>補助 対象 費用</p>	<p>解体工事費用 解体後、敷地を活用(自己利用又は売却)するもの ※売却の場合は、売却中であることを不動産事業者のホームページ等で第三者が確認できる状態にする必要があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ☑ 昭和64年1月7日以前に建築 ☑ 延べ床面積が 200m²以下 ☑ 個人が所有 ☑ 売却時に居住・使用していない (売却の直前まで居住・使用していたものも対象です。) <p>※共同住宅は対象外です。</p>	<p>補助 対象 建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 昭和64年1月7日以前に建築 (京町家を除く) ☑ 敷地面積が 50m²以下 (50m²超であっても、敷地上に複数の建物(長屋の場合は住戸)があり、1つ当たりの敷地面積が50m²以下のものなどは補助対象になる場合があります。) ☑ 個人が所有 ☑ 現に居住・使用していない (申請の直前まで居住・使用していたものも対象です。) <p>※共同住宅、重層長屋は対象外です。</p>
<p>売却した空き家の元所有者</p>	<p>補助 対象者</p>	<p>空き家の所有者、法定相続人 ほか</p>
<p>仲介手数料 × 1/2 (上限 25万円)</p>	<p>補助額</p>	<p>解体工事費※ × 1/3 (上限 60万円)</p> <p><加算> 解体後、敷地を隣地と合わせて50m²超の土地として一体利用する場合は、上記金額に 最大20万円を加算</p> <p>※解体工事費は「延べ床面積×32,000円」を上限とします。</p>

※上記は令和6年度の補助内容であり、令和7年度の補助内容は変更になる場合があります。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

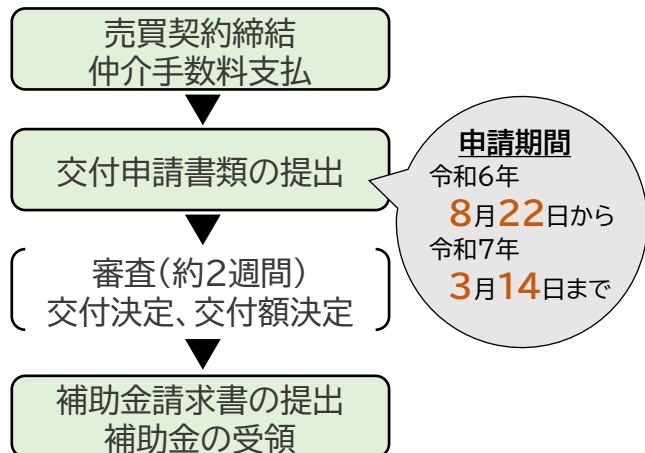


発行：京都市都市計画局住宅室住宅政策課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
令和6年7月発行 京都市印刷物第064398号

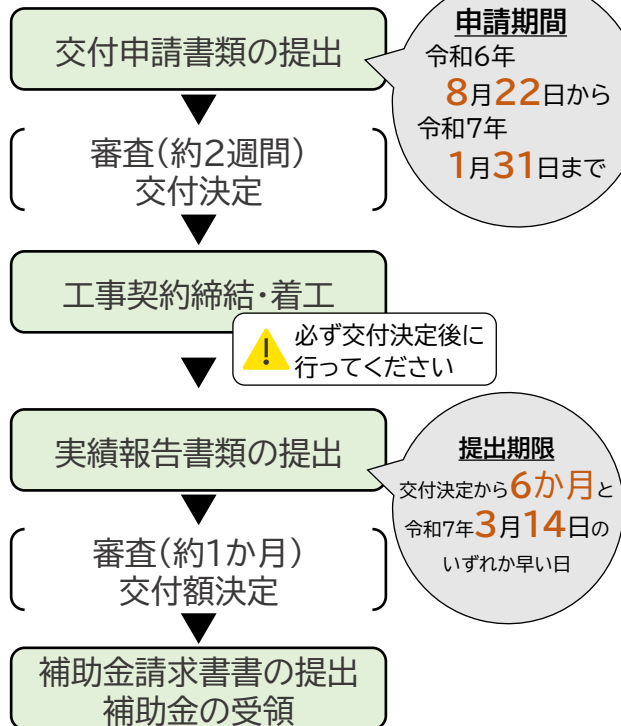
令和6年度 京都市空き家等の活用・流通(建物活用、敷地活用)補助制度

申請の流れ

① 建物活用補助



② 敷地活用補助



<①建物活用、②敷地活用 共通>

- ◎ 詳細は、[京都市ホームページ](#)
又は空き家相談窓口で配架している
「**申請の手引**」を御覧ください。

京都市 空き家 補助金



- ◎ 申請期間中であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。

※ 既に工事契約締結・着工している場合は、補助対象となりません。

申請方法

空き家相談窓口へ必要書類[※]を**持参**又は**郵送**

※ 必要書類は、空き家相談窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。

申請の受付・お問合せ先

空き家相談窓口 (京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課内)

〈所在地〉〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(京都市役所 分庁舎3階)

〈電話〉**075-231-2323**

〈受付時間〉9:00~11:30 / 13:00~16:30 (土・日・祝日・年末年始を除く)

※ 相談、申請書の提出等で窓口に来られる際は、必ず電話で事前に御予約をお願いします。

空き家の活用・流通に関して**専門家による支援**が受けられます

空き家所有者のお悩みに不動産の専門家がお応えします。

【京都市地域の空き家相談員】

安心して気軽に御相談いただけるまちの不動産屋さん(地域の空き家相談員)を本市が登録しています。

相談無料

申込不要



空き家の現地で専門家からアドバイスが受けられます。

【京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度】

地域の空き家相談員と建築士が空き家の現地にお伺いし、劣化状況の診断や活用・流通に向けた助言を行います。

利用無料

事前申請制

